# 2020(令和2)年度 自己点検・評価用 基礎要件確認シート

### ≪作成にあたっての留意点≫

# ■本シートの趣旨及び作成基準日

・ 本シートは、自己点検・評価すべき事項のうち基礎的な要件に関するものを簡易に表したものです。作成基準日は、特に指定がない限り、<u>2021(令和3)年3月31日</u>と一致させてください。

# ■「根拠となる資料」欄

- ・ 直接的な根拠となる資料の名称及び資料番号を記載してください。また、点検・評価報告書の対応する頁番号を記載してください。
- ・ 本シートで根拠とする資料は、原則的に、点検・評価報告書の根拠資料として添付する大学基礎データその他の資料とします。学部・研究科ごとに資料が異なる場合、すべての学部・研究科の資料を点検・評価報告書に添付して提出することとなりますが、本シートでも学部・研究科に係る箇所では、関係する資料をすべて挙げてください。
- ・ 規程類を資料として記載する場合は、直接の根拠となる条項の番号まで記載してください。
- ・「根拠となる資料」がウェブサイトに掲載されている場合、資料の添付に代えて該当するURLを記載してもかまいません。

# ■「(公表、明示等の)有無」を記載する欄

・ ○ (対応している)、△ (一部対応している) 又は× (対応していない) として、該当するものを記載してください。

## ■「備考」欄

・ 本欄は、△ (一部対応している) や× (対応していない) とした場合に、それについて補足説明をしたり、それに関わる点検・評価報告書の該当頁を記載したりするために利用してください。

## ■その他

・ 表番号の後に「●」を付したものは、基本的には大学全体としての状況を記載すべき項目です。なお、状況が学部・研究科等ごとに異なり、大学全体として一括して状況を記載することが適当でない場合は、学部・研究科等ごとに状況を記載してください。

### [理念・目的]

1 大学の理念・目的の公表●

公表の有無根拠となる資料				
0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/philosophy.html			
備考				
上記URLは、「本学の学是と理念」である。				
目的は各学則に規定し公表している。				
順天堂大学学則第1条、順天堂大学大学院学則第1条				
https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html				

※ 関係法令: 学校教育法施行規則第172条の2第1項

基礎要件 確認シート

## 2 学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

学部・研究科等名称	規定の有無	根拠となる資料	公表の有無	ウェブサイトURL
医学部	0		0	
スポーツ健康科学部	0		0	
医療看護学部		順天堂大学学則 別記 学部、学科の人 材養成の目的及び教育研究上の目的(第1	0	
保健看護学部		外養成の自的及の教育研究工の自的(第1   条第2項関係)	0	https://www.juntendo.ac.jp
国際教養学部	0		0	/corp/about/information.ht
保健医療学部	0		0	<u>ml</u>
医学研究科	0	順天堂大学大学院医学研究科規程第1条	0	
スポーツ健康科学研究科	0	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程第1条	0	
医療看護学研究科	0	順天堂大学大学院医療看護学研究科規程第1条	0	
備考				

※ 関係法令: 大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2及び学校教育法施行規則第172条の2第1項

# [内部質保証]

3 設置計画履行状況等調査への対応(5ヵ年)

指摘区分	指摘事項	指摘年度	対応の有無	根拠となる資料
遵守事項	教員の補充を必要とされた1授業科目 「臨床実習Ⅱ」については、科目開講時 までに着実に専任教員を配置して教員を 充足すること。		0	順天堂大学保健医療学部 【認可】設置に係る設置計画履行状況 報告書
備考				

- \*
- 「指摘区分」欄には、「警告」「是正意見」「改善意見」又は「留意事項」の何れかを記載してください。 《作成にあたっての留意点》に関わらず、本表については、大学評価実施前年度までの5ヵ年にわたる各年度実績をベース に記載してください。ただし、大学評価実施前年度については、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。

# 4 点検・評価結果の公表●

公表の有無	ウェブサイトURL
0	https://www.juntendo.ac.jp/university/about/hyoka.html
備考	

関係法令: 学校教育法第109条第1項

# 5 教育情報の公表●

[共通]

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教育研究上の目的	0	本シート[理念・目的の公表]参照
教育研究上の基本組織	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
学位授与方針	0	本シート[学位授与方針及び教育課程の 編成・実施方針の公表]参照
教育課程の編成・実施方針	0	本シート[学位授与方針及び教育課程の 編成・実施方針の公表]参照
学生の受け入れ方針	0	本シート[学生の受け入れ方針の公表] 参照
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及 び就職等の状況	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
備考		

※ 関係法令: 学校教育法施行規則第172条の2第1項

# 「修士課程及び博士課程」

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準	0	本シート[教育課程・学習成果]参照
備考		

※ 関係法令: 学校教育法施行規則第172条の2第3項

基礎要件

# [教職課程]

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/department/kyosyoku.html https://www.juntendo.ac.jp/ila/career/teacher_training.html
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績 並びに各教員が担当する授業科目に関すること	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/department/kyosyoku.html https://www.juntendo.ac.jp/ila/career/teacher_training.html
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並 びに年間の授業計画に関すること	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/department/curriculum_plan.htmlhttps://www.juntendo.ac.jp/ila/learn/curriculum/outline_new.html
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/department/kyosyoku.html https://www.juntendo.ac.jp/ila/career/teacher training.html
卒業者の教員への就職の状況に関すること	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/department/sports/career.htmlhttps://www.juntendo.ac.jp/ila/career/teacher_training.html
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/department/kvosvoku.htmlhttps://www.juntendo.ac.jp/ila/career/teacher_training.html
備考		

- ※ 関係法令:教育職員免許法施行規則第22条の6
- ※ [教職課程]表は、教職の認定課程を有する大学のみ作成してください。それ以外の大学は空欄のままとしてください。

# 6 財務関係書類(財務諸表)の公表●

公表の有無	ウェブサイトURL
0	https://www.juntendo.ac.jp/corp/about/information.html
備考	

※ 関係法令: 独立行政法人通則法第38条第3項(準用)、地方独立行政法人法第34条第4項、 私立学校法第47条第2項

# 基礎要件 確認シート

# [教育課程・学習成果]

# 7 学位授与方針(DP)及び教育課程の編成・実施方針(CP)の公表

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	公表の有無 (DP)	公表の有無 (CP)	根拠となる資料
医学部・医学科(学士(医学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/med/exam/policy.html
スポーツ健康科学部	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/intro/policy.html
スポーツ科学科(学士(スポーツ科学))	0	0	
スポーツマネジメント学科 (学士(スポーツマネジメント学))	0	0	
健康学科(学士(健康学))	0	0	
医療看護学部·看護学科(学士(看護学))	0	0	http://www.nurs.juntendo.ac.jp/career/diploma_ p.html http://www.nurs.juntendo.ac.jp/education/curri_ culum/05.html
保健看護学部・看護学科(学士(看護学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/hsn/department/policy.htm
国際教養学部・国際教養学科 (学士(国際教養学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/ila/department/Policy.html
保健医療学部	0	0	https://hs.juntendo.ac.jp/faculty/policy.html
理学療法学科(学士(理学療法学))	0	0	
診療放射線学科(学士(放射線技術学))	0	0	
医学研究科修士課程(修士(医科学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/ma/about/d_policy.html https://www.juntendo.ac.jp/graduate/ma/about/c_policy.html
医学研究科博士課程(博士(医学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/exam/d policy.html https://www.juntendo.ac.jp/graduate/exam/c_policy.html
スポーツ健康科学研究科博士前期課程 (修士(スポーツ健康科学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/postgrad/outline/d_policy.html
スポーツ健康科学研究科博士後期課程 (博士(スポーツ健康科学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/postgrad/outline/c_policy.html
医療看護学研究科博士前期課程 (修士(看護学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/nurs/syllabus/diploma_p.html
医療看護学研究科博士後期課程 (博士(看護学))	0	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/nurs/syllabus/curriculum_p.html
備考			

※ 関係法令: 学校教育法施行規則第172条の2第1項

※ 「学部・研究科等名称」欄には、学部・研究科等の名称とともに、学位名称を()で書き添えてください。例: 法学部(学士(法学))

#### 履修登録単位数の上限設定 (学士課程)

学部等名称	上限値 (設定期間)	根拠となる資料	上限緩和 措置の有無	根拠となる資料 (基準及び緩和単位数)
医学部	33科目 (1年次一般 教養カリキュ ラム)	(大医4-1)医学部教育要項	×	
スポーツ健康科学部		(各ス4-5)スポーツ健康科学 部学修要覧 P22	0	(各ス4-5)スポーツ健康科 学部学修要覧 P34※1
医療看護学部	45単位 (通期)	(大医看4-2)医療看護学部 履修要項 P32	×	
保健看護学部	学年により異なる(通期) ※2	(大保看4-1)保健看護学部 教育要項 P17	×	
国際教養学部	学年により異 なる (通期) ※3	(大国教4-1)国際教養学部 履修の手引き ・在学生用2018年度以前の 入学生P15 ・新入生用2019年度入学生 P15 履修内規第5条	×	
保健医療学部	学年により異 なる (通期) ※4	(大保医4-1)保健医療学部 教育要項P17	×	

※1:前期のGPAが3.5以上の場合、上限を超えて登録可 ※2:1年次は47単位、2年次は40単位、3・4年次は必修科目49単位のほか3年次の選択科目は4単位、4年次の選択科目は5単 位

※3:1・3・4年次は40単位、2年次は44単位 ※4:1・2年次は46単位、3・4年次は40単位

- 関係法令: 大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第23条
- 履修登録単位数の上限値を編入学生に対しては別に設定している場合、その旨と上限値を備考欄に記述してください。 \*
- 上限値に関係なく履修登録が認められる科目がある場合、そのことを備考欄に記述してください。また、その根拠となる資料を、 \* 「根拠となる資料」欄に示してください。
- 上限緩和措置がある場合、緩和の基準及び緩和する単位数(上限値)を備考欄に記述してください。また、基準及び緩和単位数 それぞれの根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。

# 9 1学期の授業期間と単位計算●

#### 「極業期間」

授業期間	根拠となる資料
15週	(大大評 $1-12$ )学則 $8$ 条、(大院医 $1-1$ )大学院医学研究科規程 $5$ 条・ $6$ 条、(大院ス $1-1$ )大学院スポーツ健康科学研究科規程 $4$ 条・ $6$ 条、(大院看 $1-1$ )大学院医療看護学研究科規程 $4$ 条・ $5$ 条

- 関係法令: 大学設置基準第23条、専門職大学設置基準第16条
- 「学期区分」又は「授業期間」が1つでない場合は、行を追加してください。 \*

# [甾位計質]

[甲位計算]			
授業形態	1単位当た りの学習時 間	うち授業 の時間	根拠となる資料
講義	45時間	15~30時間	(大大評 1 - 12)学則 71条、96条、119 条、125条、132条、139条、(大院医 1 -
演習	45時間	15~30時間	1)大学院医学研究科規程 5条、(大院ス1-1)大学院スポーツ健康科学研究科
実習	45時間	30又は45時間	規程 4条、(大院看1-1)大学院医療看護学研究科規程 4条
備考			

関係法令: 大学設置基準第21条、専門職大学設置基準第14条

### 10 卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了 要件単位数	既修得等 <sup>(注)</sup> の認定上限 単位数	卒業・修了 要件の明示 有無	根拠となる資料
医学部	1年次リー般教 ラム300科 リ上、1年 リント リント、1年 リント リント リント リント リント リント リント リント リント リント	30単位	0	(大大評 1 - 12) 学則 70条、76条 (大医 4 - 1) 医学部教育要項
スポーツ健康科学部	124単位	30単位	0	(大大評 1 -12)学則 94条、98条、 102条
医療看護学部	124単位	30単位	0	(大大評 1 - 12) 学則 118条、122条
保健看護学部	130単位	30単位	0	(大大評 1 - 12)学則 124条、128条
国際教養学部	124単位	30単位	0	(大大評 1 - 12)学則 130条、133条、 135条 (大国教 4 - 1)履修の手引き、 履修内規
保健医療学部理学療法学科	132単位	30単位	0	(大大評 1 - 12) 学則 138条、142条
診療放射線学科	130単位	30単位	0	(大大評 1 - 12) 学則 138条、142条
医学研究科修士課程	30単位	10単位	0	(大大評 1 - 13) 大学院学則 8条
医学研究科博士課程	30単位	10単位	0	
スポーツ健康科学研究科博士前期課程	30単位	10単位	0	
スポーツ健康科学研究科博士後期課程	10単位	10単位	0	
医療看護学研究科博士前期課程	30単位	10単位	0	
医療看護学研究科博士後期課程	18単位	10単位	0	
備考				

大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置(それらを合せた上限値) [学士]

[専門職大学]専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置(それらを合せた上限値)

[修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置 (それらを合せた上限値)

[専門職] 専門職大学院設置基準第14条、第21条、第22条、第27条及び第28条の規定に基づく措置

※ 関係法令: 大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、 専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、

大学院設置基準第16条及び第17条、

専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

基礎要件 確認シート

# 11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示 (修士・博士課程)

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画 <sup>(注1)</sup> の明示	根拠となる資料	学位論文審査 基準 <sup>(注2)</sup> の明 示	特定の課題に ついての研究 に関する審査 基準 <sup>(注3)</sup> の明 示	TAIRE & URIT
医学研究科修士課程	0	(各院医4-1)修士課程中 間報告会実施要領、研究計 画書・研究指導計画書	0		(大院医 4 - 5)順天堂大学大学院医学研究科医科学専攻修士論文申請要項URL:http://mr-syllabus.juntendo.ac.jp
医学研究科博士課程	0	(各院医 4 -13) 研究計画 書、研究進捗状況報告書、 ポスターセッション(医学 研究科博士課程シラバス抜 粋)	0		(大院医4-6)順天堂大 学大学院医学研究科学位 (甲)申請要項 URL:http://dr- syllabus.juntendo.ac.jp
スポーツ健康科学研究科博士前期課程	0	(大院ス4-5)大学院スポーツ健康科学研究科要覧 URL:https://www.juntendo.ac.jp/hss/postgrad/outline/pamphlet_copy.html	0		大学院博士後期課程ホー ムページ「カリキュラ ム・時間割・シラバス」 URL:http://www.juntendo .ac.jp/hss/postgrad/mas ter/curriculum.html
スポーツ健康科学研究科博士後期課程	0	(大院ス4-5)大学院スポーツ健康科学研究科要覧URL:https://www.juntendo.ac.jp/hss/postgrad/outline/pamphlet_copy.html	0		大学院博士前期課程ホー ムページ「カリキュラ ム・時間割・シラバス」 URL:http://www.juntendo .ac.jp/hss/postgrad/doc tor/curriculum.html
医療看護学研究科博士前期課程	0	(大院看4-3)教育要項抜 粋-履修指導、研究指導の 方法、修了要件及び履修モ	0		(大院看 4 - 3)教育要項 抜粋-履修指導、研究指 導の方法、修了要件及び 履修モデルー、 (各院看 4 - 5)医療看護 学研究科論文審査報告書 URL:https://www.juntend
医療看護学研究科博士後 期課程	0	デルー、 (各院看4-4)研究進捗状 況報告書・次年度研究指導 計画書	0		o.ac.jp/graduate/nurs/syllabus/syllabus.htmlhttps://www.juntendo.ac.jp/graduate/nurs/syllabus/syllabus/syllabus2.htmlhttps://www.juntendo.ac.jp/graduate/nurs/syllabus/syllabus_d.html
備考		:			

注 1	[研究指導計画]	研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生にあらかじめ明示する計画であり、 課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールを明らかにしたもの。
注2	[学位論文審査基準]	学位論文(修士論文又は博士論文)について、学位に求める水準を満たす論文であるか 否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
注3	[特定課題研究審査基準]	修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
注4	[根拠となる資料]	学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準の根拠となる資料については、当該基準及びそれらの基準を学生にあらかじめ明示するために掲載している冊子等の媒体を記載してください。また、それらを公表しているウェブサイトのURLも記載してください。

※ 関係法令: 学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

[**学生の受け入れ**] 12 学生の受け入れ方針(AP)の公表

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	公表	根拠となる資料
医学部	0	https://www.juntendo.ac.jp/med/exam/pc icy.html
スポーツ健康科学部	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/admissior/department/mission.html
医療看護学部	0	http://www.nurs.juntendo.ac.jp/admission/policy.html
保健看護学部	0	https://www.juntendo.ac.jp/hsn/entrance,policy.html
国際教養学部	0	https://www.juntendo.ac.jp/ila/department/Policy.html
保健医療学部	0	https://hs.juntendo.ac.jp/faculty/policy.hml
理学療法学科	0	
診療放射線学科	0	
医学研究科修士課程	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/ma/about/policy.html
医学研究科博士課程	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/exam/
スポーツ健康科学研究科博士前期課程	0	https://www.juntendo.ac.jp/hss/postgrad/ outline/a_policy.html
スポーツ健康科学研究科博士後期課程	0	
医療看護学研究科博士前期課程	0	https://www.juntendo.ac.jp/graduate/nurs/syllabus/policy.html
医療看護学研究科博士後期課程	0	
 備考		•

※ 関係法令: 学校教育法施行規則第172条の2第1項

基礎要件 確認シート

# 13 定員管理

# [学士課程]

医学部・医学科	1.01	1 01	1. 当世 # 一
20		1. 01	大学基礎データ(表2)
スポーツ健康科学部	1.00	1.00	
スポーツ科学科	1.00	1.00	
スポーツマネジメント学科	1.00	1.01	
健康学科	1.00	1.01	
医療看護学部・看護学科	1.00	1.01	
保健看護学部・看護学科	1.02	1.02	
国際教養学部・国際教養学科	1.01	1.02	
保健医療学部	1.01	1.01	
理学療法学科	1.01	1.01	
診療放射線学科	1.01	1.01	
備考			

- 関係法令: 大学設置基準第18条第3項、専門職大学設置基準第9条
- \*
- 基礎データ(表 2)の数値と一致するよう作成してください。 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、学科ごとに入学定員については前期・後期それぞれの値を、収容定員については、全課程を通じた値を示してください。

# 「修十課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足率 の5年平均	根拠となる資料
医学研究科修士課程	1.51	1. 53	大学基礎データ (表2)
スポーツ健康科学研究科博士前期課程	0. 96	0. 99	
医療看護学研究科博士前期課程	1. 13	1. 24	
備考			

- ※ 関係法令: 大学院設置基準第10条第3項
- \* 基礎データ (表2) の数値と一致するよう作成してください。
- **※** 専攻単位で作表する必要はありません。

# [博士課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足率 の5年平均	依拠となる資料
医学研究科博士課程	1.06	1.09	大学基礎データ(表2)
スポーツ健康科学研究科博士後期課程	1. 73	1. 48	
医療看護学研究科博士後期課程	1. 30	1. 08	
備考			

- 関係法令: 大学院設置基準第10条第3項 \*
- \* 基礎データ (表2) の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

# [教員・教員組織]

14 設置基準上必要専任教員数の充足

[学十課程]

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体 (※)		0	0	大学基礎データ(表1)
	医学部・医学科	0	0	
	スポーツ健康科学部	0	0	
	スポーツ科学科	0	0	
	スポーツマネジメント学科	0	0	
	健康学科	0	0	
学部 • 学科等	医療看護学部・看護学科	0	0	
	保健看護学部・看護学科	0	0	
	国際教養学部・国際教養学科	0	0	
	保健医療学部	0	0	
	理学療法学科	0	0	
	診療放射線学科	0	0	
備考				

- ※ 関係法令: 大学設置基準第13条
- \*
- 基礎データ (表1) の数値と一致するよう作成してください。(以下各表も同様。) "×"に相当する場合、不足する数を備考欄に記述してください(以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」 と読み替える)。
- 注1 [全体]:大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

## [修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導 教員数	研究指導補 助教員数	根拠となる資料
医学研究科修士課程	0	0	0	0	大学基礎データ(表1)
スポーツ健康科学研究科博士前期課程	0	0	0	0	
医療看護学研究科博士前期課程	0	0	0	0	
備考					

※ 関係法令: 大学院設置基準第9条第1項

# 「抽工細和」

研究科等名称	総数	教授数	研究指導 教員数	研究指導補 助教員数	根拠となる資料
医学研究科博士課程	0	0	0	0	大学基礎データ(表1)
スポーツ健康科学研究科博士後期課程	0	0	0	0	
医療看護学研究科博士後期課程	0	0	0	0	
備考					

※ 関係法令: 大学院設置基準第9条第1項

基礎要件

# 15 ファカルティ・ディベロップメントの実施

学位課程種類	実施有無	根拠となる資料
大学全体としての取り組み	0	(大IR6-1)令和2年度 学長教育改善プロジェクトの募集について
学士課程	0	<ul> <li>・医学部:         <ul> <li>(大医6-6)医学教育・卒後教育ワークショップの歴史(テーマ等一覧)</li> <li>・スポーツ健康科学部:</li></ul></li></ul>
修士課程・博士課程	0	・医学研究科: (大医6-6) 医学教育・卒後教育ワークショップの歴史(テーマ等一覧) ・スポーツ健康科学研究科: (大ス6-3)スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科 教職員ワークショップ一覧 ・医療看護学研究科: (大院看6-2)医療看護学研究科FD講演会実施内容
備考		

<sup>※</sup> 関係法令: 大学設置基準第25条の3、専門職大学設置基準第20条、大学院設置基準第14条の3及び専門職大学院設置基準 第11条

# [教育研究等環境]

16 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足●

校地面積の 充足	校舎面積の 充足	根拠となる資料
0	0	大学基礎データ (表1)
備考		

- ※ 関係法令: 大学設置基準第37条及び第37条の2、専門職大学設置基準第46条及び第47条
- ※ 基礎データ (表1) の数値と一致するよう作成してください。

# [大学運営・財務]

17 スタッフ・ディベロップメントの実施

実施の有無	根拠となる資料		
0	2020年度	職員向研修	実施一覧
備考			

※ 関係法令: 大学設置基準第42条の3、専門職大学設置基準第58条、大学院設置基準第43条